

尼崎市住まい相談支援業務
及び
尼崎市地域居住支援業務
委託事業者募集要項

令和7年4月

尼崎市

福祉局 南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課

尼崎市住まい相談支援業務及び尼崎市地域居住支援業務を業務委託する委託事業者公募に関する各種手続きや要件・審査等の内容については、次のとおりとします。

1 趣旨

尼崎市住まい相談支援業務は、尼崎市（以下「本市」という。）において、住まいに関する課題を抱える生活困窮者からの相談に応じてアセスメントを行い、住まいの安定確保のための支援プランの策定や支援の方向性の調整を行います。また、住宅関係機関や福祉関係機関からの相談対応や入居物件の開拓を併せて行い、生活困窮者の住まいの安定確保を図るとともに、生活困窮者の経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を達成することを目的とします。

また、尼崎市地域居住支援業務は、住居を失う恐れのある又は失った者であって、地域社会から孤立した状態にある居住不安定者（以下「居住不安定者」という。）に対し、一定期間にわたり、訪問等による入居相談支援、安定した居住に向けた継続支援及びその他日常生活を送る上で必要と認められる支援を行うことで、居住不安定者が安定した生活を営めるようにすることを目的とします。

この募集要項は、両業務を一体的に実施する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとなります。

2 業務委託の概要

(1) 委託業務名

ア 尼崎市住まい相談支援業務

イ 尼崎市地域居住支援業務

(2) 業務仕様

別添1「尼崎市住まい相談支援業務仕様書」及び別添2「尼崎市地域居住支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

ただし、契約の履行状況が良好な場合であって、両業務の内容に大きな変更が無く、かつ、両業務の関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和10年3月31日までの間、年度単位で委託契約の更新を行います。令和8年度以降の尼崎市当初予算において、両業務に関する予算が減額又は削除された場合には、委託料の減額又は契約そのものを締結しないことがあります。

(4) 委託料

以下に記載の委託料については、業務開始予定日（令和7年7月1日）までの準備行為に要する全ての経費を含んでいます。

ア ニ崎市住まい相談支援業務

5, 691千円（消費税及び地方消費税を含む）を提案上限額とします。

※ 上記金額は令和7年度契約期間の9か月間の委託料となります。当該年度の尼崎市当初予算の成立を前提として、令和8年度及び令和9年度の各年度の委託料は、7, 587千円を予定しています。

イ ニ崎市地域居住支援業務

本募集要項の別表に記載の項目及び内容ごとに設定された、それぞれの単価額を提案上限額（単価）とします。

3 委託業者選定方法

両業務を実施するにあたっては、専門知識や技術力、提案力を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選定を行います。

4 応募資格

公募型プロポーザル方式による選定への参加を申請しようとする者は、両本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人又は共同事業体（以下「法人等という。」とし、個人は応募することはできません。共同事業体で応募する場合は、代表の団体を定めてください。また、応募者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

また、応募する法人等は次の(1)～(3)をすべて満たさなければ応募することはできません。共同事業体として参加する場合は、その構成団体も(1)～(3)をすべて満たす必要があります。

なお、本市との契約締結後、事業者が(1)・(2)のいずれかに該当しなくなった場合又は(3)のア～エのいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は当該委託事業者との契約を取り消すことができるものとします。

(1) ニ崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者（ただし、両業務委託について選定後、契約締結を行った者は名簿登録手続きを行うこと）。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(2) 国税、地方税等を完納している者

(3) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 市から入札参加停止措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者の候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）

(オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

(カ) 尼崎市市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とします。

(1) 本要項を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 応募者資格を欠いていることが判明した場合

(5) 見積額が提案上限額を超過している場合

ア 尼崎市住まい相談支援業務の見積額が、当該業務の提案上限額を超過している場合

イ ニ崎市地域居住支援業務の各項目ごとの見積単価が、当該業務の提案上限額（単価）を超過している場合

(6) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

6 プロポーザル等の全体日程

項 目	日 程
募集要項の配布・募集開始	令和7年4月22日（火）
事業説明会	令和7年4月25日（金）午後2時～午後3時
質問の受付期限	令和7年5月2日（金）午後5時まで
質問の回答	令和7年5月9日（金）にホームページへ掲載
企画提案書等応募書類提出期限	令和7年5月14日（水）午後5時まで
プレゼンテーション審査時間連絡	令和7年5月23日（金）午後5時までに連絡
プレゼンテーション審査	令和7年5月30日（金）
選定結果通知	令和7年6月6日（金）までに通知発送
実施準備、契約事務期間	令和7年6月9日（月）～6月30日（月）
業務委託開始	令和7年7月1日（火）

7 事業説明会について

(1) 日時

令和7年4月25日（金） 午後2時～午後3時

(2) 開催方法

オンライン開催（Zoom）

(3) 参加方法

本要項13に記載している電子メールアドレス宛に、件名を「プロポーザル事業説明会参加希望 ●●●（法人等名）」と入力の上、送信してください。後日ZoomのURL等を送付します。

(4) 留意事項

事業説明会当日までに、インターネットが繋がるPC、タブレット、スマートフォンでマイクとカメラが使える環境を用意してください。

※ 無料TV会議システム「Zoom」をインストールしてください。アカウントの作成は不要です。Wi-Fi環境での参加をお勧めします。

8 公募に関する質問の受付等

(1) 質問の受付について

質問の受付期限は、令和7年5月2日（金）午後5時とします。

質問は所定の様式（様式1号）により、本要項13に記載している電子メールアドレス

レス宛に、件名を「プロポーザル質問 ●●●●（法人等名）」と入力の上、送信してください。来庁、電話等による受付は一切行いません。また、質問を送付した場合、速やかに電話にて到達確認をしてください。

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 9 日（金）に質問内容とあわせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表します。また、質問事項を記入する際は、募集要項や仕様書等の該当箇所が分かるよう記載してください。なお、審査基準等に関する質問には一切お答えしません。

9 応募方法及び応募書類

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午後 5 時までに、本要項 1 3 に記載している提出先まで持参してください。電子メール、郵送等による受付は行いません。

次の(1)から(9)を A 4 サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入する等、整理したうえで 9 部（正本 1 部、副本 8 部）提出してください。共同事業体の場合は、構成団体ごとに(5)～(9)の書類の提出が必要となります。

(1) 企画提案申込書（様式 2 号）

共同事業体による企画提案の応募の場合は、別紙に記載の「協定書」（様式任意）も併せて提出してください。なお、両業務に応募する以前に、共同事業体の構成団体において協定書を作成している場合は、新たに協定書を作成する必要はなく、既存の協定書を提出してください。

(2) 企画提案書（任意様式、A 4 用紙片面刷り、両業務併せて 2 0 枚まで）

両業務の仕様書に基づき、応募者としての本要項 1 1 （2）の審査・選定基準を踏まえて、記載内容の理由、背景等提案趣旨を明確に示してください。

(3) 見積書等

ア ニ崎市住まい相談支援業務

見積書及び見積内訳書の提出（いずれも任意様式）

イ ニ崎市地域居住支援業務

様式 3 を使用してください。見積書の各項目の金額については、別表に規定する各項目の金額の範囲内で設定してください。

(4) 事業実施体制（任意様式）

(5) 類似業務実績（任意様式）

(6) 法人等の概要（任意様式）

パンフレット等を法人等の概要に代用することも可とします。

(7) 法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市町村民税の最近 2 年間の滞納がないことを証明する書類（非課税の場合は、これに代わる書類）（令和 5 年以降に設立され

た法人等を除く)。提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。ただし、競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者は、当該書類は不要です。

- (8) 所在する市の徴収する水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（令和5年以降に設立された法人等を除く）。提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

- (9) 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類を提出すること。定款又は寄附行為及び登記事項証明書は写しでも可とし、登記事項証明書は提出日の3か月以内に発行されたものとし、

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

10 提案書等応募書類の取り扱い等

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しません。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ公開の対象となります。選定されなかった事業者のものは原則非公開としますが、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとします。
- (3) この募集の応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償できません。

11 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、事前に提出のあった応募書類を確認の上、参加資格のある者に対し、「住まい相談支援業務及び地域居住支援業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、プレゼンテーション審査を行い、企画提案書の内容と合わせて総合的に審査し、選定します。

ア 実施予定日

令和7年5月30日（金）に尼崎市南部保健福祉センターで、対面形式での実施を予定しています。時間等の詳細は、令和7年5月23日（金）午後5時までに電子メールで通知します。

イ 実施時間

1応募法人等につき60分（応募者からの説明20分、質疑応答40分）程度を予定しています。

ウ プレゼンテーションの方法

応募法人等は原則として提出した企画提案書に基づいて説明を行ってください。

なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出をしてください。

エ 説明者

会場への入室は3人以内でお願いします。うち1人は、別添の両業務の仕様書に定める業務責任者となる予定の方が出席してください。

オ その他

プレゼンテーションにおける内容及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に両業務を受託後に追加費用を伴わず実施する意思のあるものとして取り扱います。

(2) 審査・選定基準

ア 下記の審査項目により採点します。

①業務理解度	業務目的及び業務内容を十分に理解した提案となっているか。
②実現性	業務目的を十分に理解した上で、業務を円滑かつ確実に遂行できる体制や具体的かつ実現性のある提案となっているか。
③経験・ノウハウ	両業務の実施に向けて、類似事業も含めたこれまでの支援実績（経験・ノウハウ）が十分なものであるか。
④独自性	業務目的の実現のために、両業務の仕様書によらない独自性や有益性のある提案があるか。

イ 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。

ウ 応募者が1事業者の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(3) 審査結果

令和7年6月6日（金）までに電子メールにて通知するとともに、本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて受託予定者（優先交渉権者）を公表します。

なお、審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けません。

12 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって業務ごとに契約を締結します。

なお、本募集については、尼崎市住まい相談支援業務及び尼崎市地域居住支援業務の両業務について、1 者が受託するものであり、どちらか一方の業務のみを受託することはできません。

- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において順位の高かった者から順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、選定会議において、別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までには本要項 4 の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までには本要項 4 の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出してください。

- (5) 応募者が両業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは禁止します。ただし、応募者が両業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の事項を遵守してください。

ア 応募者は本業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得る必要があります。

イ 応募者は本市に対し、本業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項を遅滞なく報告する必要があります。

ウ 応募者は、本市が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じる必要があります。

13 連絡先及び提出先

〒660-0876 尼崎市竹谷町 2 丁目 1 8 3 番地 リベル 5 階

尼崎市 南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課

TEL : 06-6415-6287

Eメール : ama-supportcenter@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

別表

項目		内容	費用(円) 【提案上限額(単価)】	単位	
1	支援会議参加	委託者の要請による支援会議への参加	8,500	回	
2	入居相談支援 (個別の支援対象者に対するもの)	訪問による支援対象者の住まいに関する課題の把握及び課題に対する必要な情報提供・助言、支援対象者と同行による不動産仲介業者等への住居確保のための支援、不動産仲介業者等への物件・家賃債務保証業者の斡旋依頼、入居契約手続き等の支援、不動産・住宅関係機関等との連絡調整等の支援、その他入居に関するトラブル発生時の対応	8,500	月	
3	安定した居住に向けた継続支援 (個別の支援対象者に対するもの)	月2回以上の訪問等による、居宅における自立した日常生活を営む上での課題の把握及び既存の制度・社会資源等の利用に向けた課題に対する必要な情報提供・助言、定期的な見守り、ゴミ出し及び公共料金等の支払い状況の確認等の生活全般の支援、支援関係機関又はインフォーマルサービス等との連絡調整及び支援要請の実施、その他安定した居住に向けて必要と認められる支援	17,000	月	
加算	初回加算	支援開始月のみ(注1)		5,000	月
	同行支援加算	支援対象者の外出同行支援	月2回以下	5,000	月
			月3回	7,500	月
			月4回以上	10,000	月
	医療職等による対応加算	医療職等(注2)が、訪問により、医療的な課題を把握し、健康等に関する相談、必要な情報の提供及び助言、並びに医療機関等との連絡調整やその支援及び報告	5,000	月	
	情報提供文書作成加算	医療職等(注2)による、医療機関等への情報提供文書の作成時のみ(原則、対象者につき1回)	5,000	回	
	早朝・夜間訪問加算	訪問の時間帯が早朝・夜間(6時～8時・18時～22時)に実施する場合	5,000	月	
緊急時対応加算	必要に応じて緊急時の対応を行うことができるよう対象者に常時対応できる連絡先を提供し、予定外で早朝・夜間・深夜(6時～8時・18時～22時・22時～6時)及び土日祝日に支援した場合	7,000	月		

(注1) 初回支援プランの作成後、支援対象者に同意を得るために支援担当課と同行したにもかかわらず、支援対象者から同意が取れなかった月は、初回加算のみの支払いとする。

(注2) 医療職等とは、医師、保健師、看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士の資格を保有している者を指す。

(様式1)

令和 年 月 日

質 問 票

尼崎市福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課 行

Eメール：ama-supportcenter@city.amagasaki.hyogo.jp

※必ず件名に「プロポーザル質問 ●●● (法人等名)」と入力してください。

下記業務の募集要項に定める応募資格を有しており、募集要項等に係る事項について以下のとおり質問します。

業 務 名	尼崎市住まい相談支援業務及び尼崎市地域居住支援業務
質問番号	質 問 事 項
1	

※募集要項または仕様書に対する疑義については、どの箇所に係るものかを明記してください。

(例)「募集要項4 応募資格について、～」

【質問者】

法人名	
役職・担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

(様式2)

令和 年 月 日

「尼崎市住まい相談支援業務及び尼崎市地域居住支援業務委託」企画提案申込書

尼 崎 市 長
松 本 眞 あて

【応募者名】

所 在 地 :

法 人 名 :

代 表 者 :

㊞

尼崎市が発注する次の業務委託に係る企画提案に参加申し込みします。

なお、募集要項に示す参加資格のすべてを満たすとともに、本申込書及び応募に関して提出する書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名 尼崎市住まい相談支援業務及び尼崎市地域居住支援業務

2 法人等の連絡先等について

所在地	〒
拠点とする予定の場所	〒
担当部署	
担当者（役職・氏名）	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
ホームページ URL	

※拠点とする予定の場所が現時点で詳細未定であれば、おおよその場所で構いません。

※電話番号、FAX 番号、メールアドレスは、現時点で連絡可能なものを記載してください。

3 業務責任者、住まい相談支援員及び居住支援員の予定者について

役職	氏名	実務経験・経歴
業務責任者		
住まい相談支援員		
居住支援員		

4 応募者の団体種別について

今回の申し込みは共同事業体等としての申し込みですか。

(は い ・ い い え)

以 上

令和 年 月 日

尼崎市地域居住支援業務見積書

尼 崎 市 長
松 本 眞 あて

所 在 地 :

法人等名称 :

代表者氏名 :

印

尼崎市地域居住支援業務における金額を以下のとおり見積もります。

項目		内容	金額(税別)	単位
1	支援会議参加	委託者の要請による支援会議への参加		回
2	入居相談支援(個別の支援対象者に対するもの)	訪問による支援対象者の住まいに関する課題の把握及び課題に対する必要な情報提供・助言、支援対象者と同行による不動産仲介業者等への住居確保のための支援、不動産仲介業者等への物件・家賃債務保証業者の斡旋依頼、入居契約手続き等の支援、不動産・住宅関係機関等との連絡調整等の支援、その他入居に関するトラブル発生時の対応		月
3	安定した居住に向けた継続支援(個別の支援対象者に対するもの)	月2回以上の訪問等による、居宅における自立した日常生活を営む上での課題の把握及び既存の制度・社会資源等の利用に向けた課題に対する必要な情報提供・助言、定期的な見守り、ゴミ出し及び公共料金等の支払い状況の確認等の生活全般の支援、支援関係機関又はインフォーマルサービス等との連絡調整及び支援要請の実施、その他安定した居住に向けて必要と認められる支援		月
加 算	初回加算	支援開始月のみ(注1)		月
	同行支援加算	支援対象者の外出同行支援	月2回以下	月
			月3回	月
			月4回以上	月
	医療職等による対応加算	医療職等(注2)が、訪問により、医療的な課題を把握し、健康等に関する相談、必要な情報の提供及び助言、並びに医療機関等との連絡調整やその支援及び報告		月
	情報提供文書作成加算	医療職等(注2)による、医療機関等への情報提供文書の作成時のみ(原則、対象者につき1回)		回
	早朝・夜間訪問加算	訪問の時間帯が早朝・夜間(6時～8時・18時～22時)に実施する場合		月
	緊急時対応加算	必要に応じて緊急時の対応を行うことができるよう対象者に常時対応できる連絡先を提供し、予定外で早朝・夜間・深夜(6時～8時・18時～22時・22時～6時)及び土日祝日に支援した場合		月

(注1) 初回支援プランの作成後、支援対象者に同意を得るために支援担当課と同行したにもかかわらず、支援対象者から同意が取れなかった月は、初回加算のみを請求する。

(注2) 医療職等とは、医師、保健師、看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士の資格を保有している者を指す。